

「デジ活」中山間地域Q & A
(第4版：令和6年1月22日)

このQ & Aは、「デジ活」中山間地域の取扱を明確にし、登録申請にあたっての参考にしていただくためのものです。

Q 1 「デジ活」中山間地域を創設した趣旨は何か。
Q 2 「デジ活」とは、どのような取組なのか。
Q 3 「デジ活」中山間地域に登録するメリットは何か。
Q 4 「デジ活」中山間地域は、どのように登録するのか。
Q 5 「デジ活」中山間地域の範囲は、どのエリアか。
Q 6 「デジ活」中山間地域は、誰が登録申請するのか。
Q 7 「デジ活」中山間地域は、いつ公表されるのか。
Q 8 「デジ活」中山間地域の支援期間はどの程度なのか。
Q 9 関連事業が不採択になった場合、「デジ活」中山間地域だけを登録申請することはできるのか。
Q 10 「デジ活」中山間地域に登録するためには、どのようなデジタル技術を活用した取組を行う必要があるのか。
Q 11 「デジ活」中山間地域関連事業等の内容に農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれていない場合、「デジ活」中山間地域に登録申請できるのか。
Q 12 「地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制」とは、どのような体制なのか。

【用語解説】

- 「「デジ活」中山間地域関連事業等」とは、以下の15の事業等のことをいう。
- ① Digi 田甲子園受賞地区：内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）
 - ② デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ：小さな拠点）：内閣府（地方創生推進事務局）
 - ③ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）：内閣府（地方創生推進事務局）
 - ④ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：総務省（自治行政局）
 - ⑤ 地域デジタル基盤活用推進事業：総務省（情報流通行政局）
 - ⑥ みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）：農林水産省（農産局）
 - ⑦ 農村型地域運営組織モデル形成支援：農林水産省（農村振興局）
 - ⑧ 元気な地域創出モデル支援：農林水産省（農村振興局）
 - ⑨ スマート農業実証プロジェクト：農林水産省（農林水産技術会議事務局）
 - ⑩ デジタル林業戦略拠点構築推進事業：農林水産省（林野庁）
 - ⑪ デジタル水産業戦略拠点整備推進事業：農林水産省（水産庁）
 - ⑫ 地域新 MaaS 創出推進事業：経済産業省（製造産業局）
 - ⑬ 日本版 MaaS 推進・支援事業：国土交通省（総合政策局）
 - ⑭ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）：国土交通省（物流・自動車局）
 - ⑮ （運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち）
運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業：国土交通省（物流・自動車局）

- 「チェックシート」とは、令和6年1月「デジ活」中山間地域関係府省申合せにおいて定める「「デジ活」中山間地域の登録申請の方法について」の別記様式第1号「「デジ活」中山間地域に係るチェックシート」のことをいう。
- 「登録申請書」とは、令和6年1月「デジ活」中山間地域関係府省申合せにおいて定める「「デジ活」中山間地域の登録申請の方法について」の別記様式第2号「「デジ活」中山間地域に係る登録申請書」のことをいう。

Q1 「デジ活」中山間地域を創設した趣旨は何か。

(答)

中山間地域等は、農業生産で重要な役割を果たしているにもかかわらず、過疎化・高齢化が進行しており、様々な分野で課題に直面している。他方で、豊かな自然や多彩な地域資源等の魅力を有しており、新たな付加価値を生み出す大きな可能性を秘めている。

このため、基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用することにより、地域の様々な課題の解決や地域の活性化につなげる取組を意欲的に行う地域をモデル地域ビジョン（地域の目指す姿）の1つである「「デジ活」中山間地域」として、関係府省が連携して後押ししていくことが、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において提示された。

Q2 「デジ活」とは、どのような取組をイメージしているか。

(答)

地域の課題は地域によって様々で、農林水産業、教育・文化、医療・福祉、物流、コミュニティづくりなど分野も多様である。こうした課題のうちICTやAIなどのデジタル技術を活用すると非常に効果的なケースも多くあるとの考えのもと、あくまでも地域の課題や事情、目指す地域像をよく踏まえた取組を行うに当たって適したデジタル技術を活用することをイメージしているため、技術の高度さなどは不問。

例えば、農用地保全のための自動草刈り機の導入、ICTを活用した鳥獣罨やアラート、AIを活用した個別教育指導、遠隔医療、集落から公共交通機関への円滑な交通確保のためのデマンドタクシー、ドローン物流など。

今後ポータルサイトにも掲載する予定だが、以下の事例集もイメージの参考にさせていただきたい。

(参考) デジタル技術の活用による農村地域の活性化に係る取組事例集

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/attach/pdf/index-30.pdf>

(参考) 地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000835175.pdf

Q3 「デジ活」中山間地域に登録するメリットは何か。

(答)

「デジ活」中山間地域に係る関係府省連絡会議を設置し、幅広い地域の課題について、ワンストップ型の相談体制を構築した。登録地区に対してはこの枠組みにより、農林水産省の県拠点（地方農政局県域拠点）を中心とした現地訪問を通じて課題や計画の進捗を伺いながら、関係府省からのアドバイス支援、関連施策の紹介等を行う。

また、関連施策の優遇措置を講じている他、デジタル分野の専門家による支援や民間事業者とのマッチング、セミナー等を通じた情報提供を行っている。

Q 4 「デジ活」中山間地域は、どのように登録するのか。

(答)

「デジ活」中山間地域関連事業等（ただし①及び⑨を除く。）の事業等実施主体が、「チェックシート」の必要事項を記入し、「デジ活」中山間地域関連事業等の事業申請書等に添えて、事業等担当部局（「デジ活」中山間地域関連事業等に係る括弧書きの部局をいう。ただし、③、⑥、⑫、⑬及び⑮にあつては農村振興局。以下同じ。）に提出する。

また、「デジ活」中山間地域関連事業等のうち①及び⑨の事業等実施主体は「チェックシート」及び「登録申請書」の必要事項を記入し、農林水産省農村振興局に提出する。

農林水産省は、事業等担当部局から受領した事業申請書等の写しを基に「チェックシート」を確認し、登録に必要な条件を満たした事案の内容について、関係府省に共有するとともに、登録申請者へ連絡し、「デジ活」中山間地域のポータルサイト（令和6年1月時点は農林水産省HP）で登録の事案を公表することとしている。

なお、具体的な登録方法や登録の時期について、「デジ活」中山間地域関連事業等の担当部局から別途詳細な説明があれば、それに従って差し支えない。

Q 5 「デジ活」中山間地域の範囲は、どのエリアか。

(答)

登録に係る「デジ活」中山間地域の範囲は、「デジ活」中山間地域関連事業等の事業等実施主体の活動エリア又はこれを含む市町村全域とする。市町村内で複数事業等を申請する場合には、市町村域と活動エリアを両方登録するようなことにならないよう、市町村においてよくご留意いただきたい。

なお、複数市町村における事業等（⑩及び⑪を除く。）については、当該事業等が実施されている市町村又は当該市町村内の実施区域ごとに登録する。

また、具体的な範囲は、事業等実施主体において、「チェックシート」の「3. 登録申請エリア等の概要」欄の「登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリア」に記載する。

(記入例) 例①：〇〇市〇〇地区、例②：〇〇市、例③：〇〇市、〇〇町

Q 6 「デジ活」中山間地域は、誰が登録申請するのか。

(答)

「デジ活」中山間地域関連事業等の事業等実施主体（①、⑤、⑨及び⑮にあつては市町村）が登録申請する。

Q 7 「デジ活」中山間地域は、いつ公表されるのか。

(答)

「デジ活」中山間地域関連事業等の採択状況を踏まえつつ、年間に数回程度、随時公表することとしている。なお、第1回の登録地域の公表は、令和5年6月2日、第2回の登録地域の公表は令和5年10月13日、第3回の登録地域の公表は令和6年1月22日に行っている。

Q 8 「デジ活」中山間地域の支援期間はどの程度なのか。

(答)

「デジ活」中山間地域関連事業等の事業期間や、デジタル技術の導入や定着には事業完了後も年数を要することを踏まえ3年～最大5年を想定している。なお、地域の課題は様々であり、「デジ活」中山間地域の取組内容も異なるため、支援期間は地域の意向を踏まえて個別に決める考え。

Q 9 「デジ活」中山間地域 関連事業等が不採択になった場合、「デジ活」中山間地域だけを登録することはできるのか。

(答)

「デジ活」中山間地域関連事業等が不採択になった場合、「デジ活」中山間地域だけを登録することはできない。

(チェックシート関係)

Q 10 「デジ活」中山間地域に登録するためには、どの様なデジタル技術を活用した取組を行う必要があるのか。

(答)

「デジ活」中山間地域関連事業等において、デジタル技術を活用した取組が1つ以上含まれていれば「デジ活」中山間地域に登録申請が可能である。言いかえると、複数の取組が予定されている場合は、デジタル技術を活用する取組と活用しない取組の両方が含まれていてよい。

Q 11 「デジ活」中山間地域 関連事業等の内容に農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組が含まれていない場合、「デジ活」中山間地域に登録申請できるのか。

(答)

「デジ活」中山間地域 関連事業等において農林水産分野の取組が含まれない場合でも、登録を希望する「デジ活」中山間地域のエリアにおいて、事業等実施主体が農林水産分野の取組を行っていれば登録申請は可能である。

なお、事業申請書等において、農林水産分野の「仕事づくり」に関する取組の内容が記載されていない場合は、「チェックシート」とあわせて、農林水産分野の取組の内容が確認できる資料を提出いただきたい。

Q 12 「地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制」とは、どの様な体制なのか。

(答)

「地域内外の多様な関係者が参加・連携する体制」には様々な形態があり、例えば、協議会はもとより、契約、委託、協定等に基づく外部アドバイザーからの助言も同体制に該当する。また、事業等実施主体ではないが、事業を推進する上で協力・連携する専門家、団体、組織等も該当する。

【問い合わせ先】

農林水産省農村振興局農村政策部

農村計画課農村政策推進室

E-mail : maff-noushin-dijikatsu@maff. go. jp

TEL : 03-6744-2203 (直通)